

令和3年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

令和3年7月2日（金）
午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・陳情書の配布		
（1）陳情第6号	公務・公共サービスの拡充を求める陳情書	
・出張報告		
【請願第2号委員会付託】	2
日程第3	請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書	
【報告第3号～第7号上程、報告】	2
日程第4	報告第3号 令和2年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について.....	2
日程第5	報告第4号 令和2年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について.....	2
日程第6	報告第5号 令和2年度葛巻町の資金不足比率について.....	3
日程第7	報告第6号 車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について.....	3
日程第8	報告第7号 車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について.....	3
【承認第1号・議案第17号～第21号・認定第1号～第2号・同意第2号～第10号上程、説明、委員会付託】	7
日程第9	承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分	

		に 関し承認を 求めること について	8
日程第10	議案第17号	令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	9
日程第11	議案第18号	令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第1号）	11
日程第12	議案第19号	生産物直売施設条例の一部を改正する条例	8
日程第13	議案第20号	大橋上屋建設工事の請負契約の締結に 関し議決を 求めること について	8
日程第14	議案第21号	財産の取得に 関し議決を 求めること について	9
日程第15	認定第1号	令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認 定について	11
日程第16	認定第2号	令和2年度葛巻町水道事業会計決算の認定について	13
日程第17	同意第2号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第18	同意第3号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第19	同意第4号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第20	同意第5号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第21	同意第6号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第22	同意第7号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第23	同意第8号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第24	同意第9号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7
日程第25	同意第10号	農業委員会の委員の任命に 関し同意を 求めること につ いて	7

【 決算審査結果報告 】 15

監査委員決算審査結果報告

令和3年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和3年6月24日（木）							
再開年月日	令和3年7月2日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	令和3年7月2日（金） 開議10時00分 散会 11時32分							
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1	下屋敷 幸男		○	6	鈴木 満		○
	2	遠藤 裕樹		○	7			
	3	近藤 聖		○	8	辰柳 敬一		○
	4	山崎 邦廣		○	9	姉帯 春治		○
	5	柴田 勇雄		○	10	高宮 一明		○
会議録署名議員	2番	遠藤 裕樹			6番	鈴木 満		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉						

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名		役職名	氏名	
	町長	鈴木 重男		健康福祉課長	檜木 幸夫	
	副町長	觸澤 義美		農林環境エネルギー課長	松浦 利明	
	教育長	高畑 嗣人		建設水道課長	和野 康弘	
	農業委員会長	深澤 進		こども教育課長	千葉 隆則	
	代表監査委員	馬 渕 文雄		まなび交流課長	大久保 栄作	
	政策秘書課長	中山 優彦		病院事務局長	大石 和人	
	総務課長	服部 隆行		政策秘書課室長	波紫 徳彰	
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		総務課財政係長	櫻田 慎	
	住民会計課長	坂 待 典子				

時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、令和3年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章、第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (高宮一明君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
これから、令和3年葛巻町議会7月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から7月9日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、遠藤裕樹君及び6番、鈴木満君を指名します。次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、陳情第6号、公務・公共サービスの拡充を求める陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。
次に、出張報告をします。4月12日から13日まで、岩手地区議会議長会通常総会出席のため、雫石町に出張しました。6月14日、岩手県町村議会議長会臨時総会出席のため、盛岡市に出張しました。なお、令和3年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

これで、出張報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書を議題とします。この請願については、葛巻町議会総合条例第85条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、請願第2号について、今会議中に審査を終え、7月9日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高宮一明君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書については、7月9日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第4、報告第3号、令和2年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてまでの5件を、一括議題とします。

順次、説明を求めます。総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お疲れ様でございます。

議案集をお願い申し上げます。報告第3号からご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。

報告第3号、令和2年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

2ページから3ページをお願いいたします。令和2年度一般会計の繰越計算書でございますが、先の令和3年3月定例会議におきまして議決をいただきました繰越明許予算、2款、総務費、企画管理経費ほか全20事業につきまして、総額2,190,867,000円を令和3年度に繰り越したものでございます。事業の進捗状況ですが、全20事業中16事業が発注済みとなっております。4事業が未発注となっております。未発注となっております4事業につきましても、適宜発注を進めて参りますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

4ページをお願いいたします。報告第4号、令和2年度葛巻町一般会計事故繰越繰越し計算書の報告についてでございます。

5ページをお願いいたします。2件の繰り越しでございます。1件目は2款総務費、

地域情報化推進事業費、車両購入費としての1,800,000円でございますが、今般のコロナ禍の現況におきまして製造企業と関連企業の出勤率の抑制や部品調達の遅延等のため購入車両の納期が遅れたものでございます。車両につきましては本年5月14日に納品となっております。2件目は10款教育費、学校情報通信技術環境整備事業、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業としての42,900,000円でございますが、校舎内における機器設置事業等工事着工箇所に不測の日数を要したことや入札不調等によりまして、年度内の完了が困難になったものです。今年の7月30日完了の予定となっております。

6ページをお願いいたします。報告第5号、令和2年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。今回の定例会議におきまして、病院事業会計及び水道事業会計に係る決算の認定をお願い申し上げますことから、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。葛巻町国民健康保険病院事業会計及び葛巻町水道事業会計とも、決算書にてお示しをしておりますとおり、いずれも流動資産が流動負債を大きく上回っており、資金不足が生じていないことから、資金不足比率はなしとなるものでございます。以上、報告3件の説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れ様でございます。議案集をお願いいたします。

それでは、報告第6号及び第7号についてご説明申し上げます。

議案集の7ページをお願いいたします。報告第6号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によりまして専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

8ページをお願いいたします。専決処分でございますが、車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額について、令和3年2月19日付けで専決処分しましたので、ご報告申し上げます。内容でございますが、和解の相手方は町内在住の方でございます。損害賠償の額は101,074円、相手方が被った損害額の全額をお支払いするものでございます。原因でございますが、令和3年1月14日、葛巻小学校体育館屋根からの落雪によりまして、相手方車両のボンネット及びフロントガラスを損傷させたことによるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によりまして専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

10ページをお願いいたします。専決処分でございますが、車両損傷事故に係る和解

及び損害賠償の額につきまして、令和3年6月8日付けで専決処分しましたので、ご報告申し上げます。内容でございますが、和解の相手方は岩手町在住の方でございます、損害賠償の額は164,433円、相手方が被った損害額の全額をお支払いするものでございます。原因でございますが、令和3年2月25日、町内の用務先の駐車場におきまして、駐車中の相手方車両に誤って接触し、相手方車両の右後方部を損傷させたものでございます。

以上、報告2件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第3号、令和2年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

繰越明許費につきましては、これまでも何回も議決をしているところでございますが、今回たまたま、報告第4号でも事故繰越しが出てきておりますので、その関連についてお伺いしたいと思います。

この繰越明許費とそれから事故繰越し、非常に似たような性格があるわけですね。それで例えば繰越明許費の要因、事故繰越しの要因、こういったような事由が何かで決まっているのかどうか、その点についてまずおたずねをいたしたいと思っております。

それから例えば報告4号で、事故繰越しを行っているわけですが、こういったような部分についても明許繰越でできないものかどうか、併せてお伺いいたしたいと思っております。以上です。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。

事故繰越しと通常繰越明細書の報告を今回申し上げたところでございますが、一般的には3月の年度内にその状況等を勘案しながら一つには年度内に完成できないもの、それぞれの理由も示しながらでございますが年度内の完成見込みが立たないその理由等も示しながら数字的には契約して契約しないで事故の部分一般的には3月に議会の議決を得て今回であります令和2年度から3年度に20事業今回議決を受けて繰り越している内容のものであります。

もう一つ事故繰越しの部分であります。これにつきましては毎年度の毎年会計年度の支出予算の経費の金額をこれを翌年度において使用することがまあその手続きをと

ることになるわけですがこの事故繰越しの部分については、特にも契約をして今回の2件の場合であります。1件目の車両の購入の繰越しにつきましてはこれにつきましては11月頃から協議を進めながらその購入見込みとしては年度内に購入できる見込みの中で進めてきたものでございましたが3月の17日に入りましたからどうしてもその納車が難しいという今言われておりますような車も関係しておりますが半導体のこれは世界でも世界中って言いますかそういう課題になっているわけですが国内でもそういう課題によりましてどうしてもそういう納品との関係から納入できないということになりましてこれにつきましては契約してそのまま3月の手続きができなかったものではございますがそういう手続きをとって今回議会の議決はそういう中には得ないままではございますが翌年度に繰り越しているという状況のものでございます。

それからもう1件の学校関係のギガスクールの関係につきましてはこれはあの国の補助等々を受けながらでございますがこれにつきましては契約をして繰り越してこれにつきましては国の方との協議をいたしまして、未収入特定財源としてその額を承認していただいて今手続きを今回とっているという2つの形態になっているものであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

おおよそ理解をいたしました。

もう一つ確認したいことは、例えば繰越明許に盛り込めなかった事項、今の答弁の中にもあったわけですが、そういったような部分については全て事故繰越しになるというふうな考え方でよろしいでしょうか、確認ですが。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回のように通常の繰越し3月議会の議決を得る手続きを一般的にはとっているわけですが、それに載れなかった部分についてはおっしゃるとおり議決を得ないでできることにもなっておりますので、今回このような手続きをとらせていただいている内容であります。

議長（高宮一明君）

ただいま、報告第3号、4号に及んでいる質問もございまして、一括して質疑したいと思います。ほかに質疑の方、ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（高宮一明君）

ないようですのでこれで、質疑を終わります。報告3号、4号、令和2年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを終わります。

次に、報告第5号、令和2年度葛巻町資金不足比率について、質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高宮一明君）

これで、質疑を終わります。

報告第5号、令和2年度葛巻町資金不足比率についてを終わります。

次に、報告第6号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（高宮一明君）

これで、質疑を終わります。

報告第6号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを終わります。

次に、報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高宮一明君）

質疑がないようでありますのでこれで、質疑を終わります。

報告第7号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

次に、日程第9、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第25、同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの17議案を、一括議題とします。

ここで、農業委員会会長は退席願います。

（深澤会長 退席）

議長（高宮一明君）

同意第2号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

はじめに、人事案件でございます。

同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。氏名、深澤進。

議長（高宮一明君）

ここで、農業委員長は着席願います。

（深澤会長 入場、着席）

議長（高宮一明君）

同意第3号から、順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

つづきまして同意第3号であります。農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、川崎美由起。

同意第4号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、門場政一。

同意第5号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、落宰勝。

同意第6号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、星野順子。

同意第7号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、久保淳。

同意第8号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、藤森康隆。

同意第9号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、上家照男。

同意第10号であります。次の者を農業委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。氏名、外平靜子。

なお、それぞれの委員の経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しをいただきたく、お願い申し上げます。また、それぞれの任期につきましては、令和3年8月20日から令和6年8月19日までの3年間とするものであります。

議長（高宮一明君）

次に、政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れ様でございます。

議案集の11ページをお願いいたします。承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会のご承認をお願い申し上げます。

12ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和3年3月31日付けて専決処分いたしましたものでございます。

13ページをお願いいたします。葛巻町条例第6号でございますが、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。以下17ページまで本文全2条からなる改正条例案でございますが、その要旨を議案資料にてご説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、令和3年3月31日付けをもちまして、改正地方税法等の関係法令が公布されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

2の条例改正の背景でございますが、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、デジタルトランスフォーメーションあるいはカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるなど、持続可能で活力ある地方創生等の観点から地方税制の改正が行われたことに伴い、町税条例の一部を改正し、所要の措置を講ずるものでございます。税目ごとの詳細につきましては、議案資料1ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただきますよう、お願い申し上げます。

3ページをお願いいたします。施行日につきましては、3の条例改正の概要の部分に一覧表として4ページまで掲載しておりますので、お目通しご確認いただきますようお願い申し上げます。ご承認の案件につきましては以上でございます。

議案集にお戻りいただきまして、19ページをお願いいたします。議案第19号、生産物直売施設条例の一部を改正する条例に関し議決を求めることについてでございます。産直ハウスくずまき高原レストラン棟の整備に伴いまして、条例に規定しております別表の使用料に新たにレストラン棟を追加しその使用料を1日につき5,730円としようとするものでございます。附則でございますが、この条例は令和3年9月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。議案第20号、大橋上屋建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。工事の名称でございますが、大橋上屋建設工事。工事場所は、葛巻町葛巻浦子内地内。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、84,040,000円。契約の相手方は、地元企業であります株式会社ビルド遠藤でございます。工事の期限でございますが、令和4年3月15日とするものでございます。

続きまして21ページをお願いいたします。議案第21号、財産の取得に関し議決を求

めることについてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。議案集及び議案資料の6ページにてご説明いたしますので双方照らし合わせながらご確認をいただきますようお願いいたします。契約の目的でございますが、油圧ショベルの取得をするものでございます。取得する財産の仕様でございますが、バケット容量0.28立法メートル以上、エンジン総排気量2000cc以上、車体はディーゼルエンジンのクローラ式でございまして、一般的な360度油圧旋回式のショベルでございます。契約金額は9,900,000円でございます。契約の相手方は岩手県滝沢市に営業所がございます日本キャタピラー合同会社盛岡営業所でございます。納入期限は令和3年12月17日とするものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お疲れ様でございます。

それでは、議案第17号をご説明申し上げます。

一般会計補正予算書並びに議案資料5ページをお願いいたします。

議案第17号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正予算は、歳出では、財政調整基金等積立金、老人福祉センター管理経費、経済活性化事業費、及び長期債償還元金などを増額し、歳入では、純繰越金、町債減債基金繰入金、及び地方債などを増額し、財政調整基金繰入金の減額が主な内容でございます。

それでは補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,187,166,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,724,157,000円とするものでございます。第2条、地方債の補正は第2表でご説明申し上げます。7ページの方をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。今回の補正は変更1件でございます。高齢者福祉施設整備事業の財源とするため505,200,000円を増額し限度額を612,300,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等はこれまでと同様でございます。

10ページをお願いいたします。事項別明細の歳出をご説明申し上げます。歳出の2款総務費、1項、10目基金管理費、財政調整基金等積立金504,997,000円につきましては、令和2年度からの純繰越金577,346,000円を歳入に計上してございますがその2分の1以上の積立が義務付けられている地方財政法の規定を踏まえ、町債減債金に249,999,000円、地域づくり振興基金に64,999,000円、公共施設等整備基金に189,999,000円、合わせて504,997,000円となるものがございます。

2 款総務費、2 項 2 目賦課徴収費、2 徴収管理経費、4,019,000 円でございますが、新たに採用いたしました税務事務専門員に係る報酬、手当等でございます。

11 ページをお願いいたします。3 款民生費、1 項 6 目老人福祉センター費、1 老人福祉センター管理経費、505,225,000 円でございますが、高齢者福祉施設整備に係る諸経費でございます。同じく 7 目国民健康保険費、1 国保会計繰出金、保険財政自立対策費 5,000,000 円を減額するものでございます。

12 ページをお願いいたします。3 款民生費、2 項 1 目児童福祉総務費、6 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 6,143,000 円でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため住民税非課税世帯、かつ児童手当受給世帯に対し対象児童一人につきまして 50,000 円の一時金をお支払いするものでございます。

6 款農林水産業費、2 項 1 目林業総務費 330,000 円でございますが、森林組合中期経営改善計画策定事業に係る補助金を計上するものでございます。

13 ページをお願いいたします。7 款商工費、1 項 2 目商工振興費、3 経済活性化事業費 17,500,000 円でございますが、商工業者持続化給付金に 10,000,000 円、特産品販売促進事業費 7,500,000 円を計上し、同額を歳入の地方創生臨時交付金から充当するものでございます。

14 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項 1 目保健体育総務費、備品購入費 1,800,000 円でございますが、社会体育館にミスト機能付きの送風機を配置いたしましたして館内の空気循環、換気、加湿等で新型コロナウイルス感染症対策を講じるものでございます。同額を歳入の地方創生臨時交付金から充当いたします。

15 ページをお願いいたします。12 款公債費、1 項 1 目元金、1 長期債償還元金 127,751,000 円、同じく 3 公債諸費、1 公債登録・払込経費 3,777,000 円につきましては、町債減債基金から同額を繰り入れし繰上償還財源に充当するものでございます。

8 ページに戻っていただきまして、歳入でございます。14 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金 19,300,000 円でございますが、先ほど歳出でご説明申し上げました経済活性化事業費、並びに保健体育総務管理経費に国 10 分の 10 が充当されるものでございます。

同じく 2 目民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 6,000,000 円でございますが、歳出でご説明申し上げました子育て世帯の一次支援金に国 10 分の 10 が充当されるものでございます。

18 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金 57,000,000 円の皆減でございます。

同じく 2 目町債減債基金繰入金、歳出でご説明申し上げました繰上償還の財源として 131,527,000 円を計上するものでございます。

19 款繰越金、1 項 1 目繰越金、令和 2 年度会計からの純繰越金 577,346,000 円を計上するものでございます。

9 ページをお願いいたします。21 款町債、1 項 2 目民生債、高齢者福祉施設整備事業として 505,200,000 円を計上するものでございます。以上で、議案第 17 号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第18号をお願いいたします。令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第1号でございます。今回の補正予算は歳出では新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金として傷病手当金の計上、歳入では令和2年度からの純繰越金を計上するものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ35,105,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ893,333,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容でございます。2款保険給付費、6項1目傷病手当金の補正額が478,000円でございます。新型コロナウイルスに感染した国民健康保険の被保険者が療養のため、仕事ができない場合に傷病手当金をお支払いするものでございます。

7款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金29,999,000円を計上するものでございます。

6ページに戻っていただきまして歳入の内容でございます。4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、特別交付金の補正額が478,000円、歳出と同額でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、保険財政自立対策費5,000,000円の減額でございます。

同じく2項1目財政調整基金繰入金、2,500,000円の減額でございます。

7款繰越金、1項1目繰越金、純繰越金42,127,000円を計上するものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れ様でございます。

それでは、認定第1号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、説明を申し上げます。

はじめに17ページの事業報告書をお開き願います。

1、概況、括弧1総括事項について申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、当院におきましても、空気清浄機等を整備したほか、発熱外来の運用や町外からの応援医師を含めた全職員への健康チェックなど、感染防止対策の徹底を図りながら、診療業務の維持に努めました。

感染防止対策により、利用者の皆さまには、ご不便をおかけした部分もありましたが、例年どおり診療科5科、病床60床を休診等することなく運用することができました。診療体制につきましても、常勤医師3名、非常勤医師1名、計4名のほか、県立病院、岩手医大等から診療応援をいただき、住民が安心して診療を受けられるよう医療体制の

確保に努めたものでございます。

次に、患者の状況であります、入院、外来合わせまして、延べ39,578人となり、前年度と比較し4,105人、率にして9.4パーセント減少しました。

入院患者数は、一般、介護ともに前年度と比較し、若干ではありますが増加しましたが、外来患者数につきましては27,885人となり、前年度と比較し、4,217人、率にして13.1パーセント減となったものであります。外来患者数の減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症による受診控えや、感染防止対策による長期処方が影響したものと考えております。

次に1ページ、2ページの決算報告書をお願いいたします。病院事業の決算につきましては、基本的には税抜きで調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、1ページから4ページまでの決算報告書につきましては、予算と決算が比較できるように、税込により作成しております。なお、金額は千円単位で申し上げますのでご了承願います。

まず、収益的収入及び支出でございます。決算額のみ、ご説明申し上げます。収入の第1款、病院事業収益は、全体で10億20,216,000円となり、予算額との比較では、68,561,000円、6.3パーセントの減となりました。

支出の第1款、病院事業費用につきましては、全体で1,064,587,00円となり、予算額との比較では、41,940,00円、3.8パーセントの減となったものでございます。結果、収入総額から支出総額を差し引いた、税込の純損失は、44,370,000円となるものです。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出における収入総額は、100,738,000円、支出総額は138,511,000円となり、不足する37,773,487円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

なお、支出の第1項 建設改良費64,218,000円につきましては、資料19ページの2、工事等(1)建設改良事業の概要に、詳細を記載しているものでございます。

次に8ページの財務諸表、損益計算書でございます。この計算書は、3条予算の税抜収支に対応し、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは税抜の金額となります。

1 医業収益と2 医業費用の差、医業損失につきましては、359,968,000円となり、これに3 医業外収益、4 医業外費用を合わせた経常損失は、120,419,000円となるものでございます。

これに特別利益と特別損失を合わせた、純損失は45,616,000円となり、前年度繰越欠損金を合わせた未処理欠損金は626,704,000円となるものでございます。

次に9ページの剰余金計算書でございますが、ただ今申し上げました未処理欠損金を、翌年度に繰り越し処分させていただく内容でございます。

続いて、11、12ページの貸借対照表をお開きください。はじめに11ページの資産の部でございますが、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、3,704,197,000円となるものでございます。

次に12ページの負債の部については、固定負債から繰延収益までの、負債合計が3,322,295,000円となるものでございます。

次に資本の部でございますが、資本金と剰余金を合わせた資本合計は 381,901,000 円となり、負債資本合計は 374,197,000 円となっております。

なお、この額は、左側 11 ページの資産合計と一致するものでございます。続きまして、13 ページのキャッシュ・フロー計算書でございますが、業務、投資、財務の各キャッシュフローの合計は、38,202,000 円増加し、資金期末残高は、727,275,000 円となり、11 ページの貸借対照表の現金及び預金の額と一致するものでございます。

17 ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますのでご確認いただきたいと存じます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お疲れ様でございます。それでは、認定第 2 号、令和 2 年度葛巻町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

最初に、17 ページの事業報告書をお開き願います。はじめに、1、概況について申し上げます。総括事項でございます。水道事業会計につきましては、平成 29 年度より公営企業会計に移行し、4 年経過しておりますが、令和 2 年度は、経営状況及び、資産の状況を的確に把握しながら、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、円滑な事業運営に努めてまいりました。

水道経営につきましては、町の水道事業の将来像を示した葛巻町水道ビジョンを策定し、令和元年度に策定した葛巻町水道事業経営戦略との整合性を図りながら、中長期的な視点で安全で強靱な水道を持続していく基本方針等の明確化を図りました。

水道業務につきましては、定期的な漏水調査や修繕を実施することにより、有収率向上が図られ、安全で安定した水道水の供給に努めるとともに、水道料金管理システムの改修を行い、給水サービスの向上を図るよう努めてまいりました。

業務状況でございますが、給水戸数 2,632 戸、給水人口は 5,480 人、水道普及率は 94.2 パーセントとなっております。年間総配水量は 839,499 立方メートル、年間総有収水量は 530,572 立方メートルとなっております。前年度と比較しますと、給水戸数 25 戸、給水人口は 114 人が減少しております。それに伴いまして、年間総配水量及び、年間総有収水量もそれぞれ減少しております。また、年間総配水量が減少となった要因は、人口減少に伴うものと、日々の漏水調査や修繕により、無駄な漏水が減少したことが大きなものと考えております。

経理状況でございますが、別のページでご説明申し上げます。以上、事業報告とさせていただきます。

1 ページと 2 ページをお開きいただきたいと思っております。決算報告書でございます。公営企業である水道事業の決算につきましては、基本的に税抜きで決算書を調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書

につきましては、予算と決算が比較できるように税込みで編成しております。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承願います。

はじめに、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。2ページの決算額の欄をご覧くださいと思います。収入、第1款、水道事業収益が177,605,000円、支出、第1款、水道事業費用が188,968,000円でございます。

収入でございますが、営業収益、営業外収益、ともに予算額を決算額が上回っております。また、特別利益につきましては、令和元年度に江川地区水道整備事業が完了したことに伴い、施設台帳整備業務を行い、資産の明確化を図り、整理したことにより、過年度分損益修正益が増額となっております。

支出でございますが、営業費用につきましては予算額に対して委託料、動力費、薬品費、材料費などが減となり、営業費用、営業外費用ともに、費用の抑制が図られました。

3ページ、4ページをお開きいただきしたいと思います。資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。4ページの決算額の欄をご覧くださいと思います。収入、第1款、資本的収入が55,562,000円、支出につきましては、第1款の資本的支出が101,755,000円となっております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額46,103,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんするものでございます。次に、財務諸表についてご説明申し上げます。8ページをお開きいただききたいと思います。

損益計算書について、ご説明申し上げます。この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応し、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは税抜きの金額となるものでございます。

営業収益につきましては、総額で111,164,000円、営業費用につきましては、減価償却費101,890,000円の計上などによりまして169,222,000円となったことから、営業損失は58,058,000円となるものでございます。営業外収益につきましては、総額で45,537,000円、営業外費用が15,617,000円で、収益が29,919,000円となるものでございます。この結果、営業損失と営業外収益を合わせた経常損失は28,139,000円の損失となるものでございます。特別利益は施設台帳整備業務を行い、資産の整理をしたことにより、過年度分損益修正益が9,917,000円となり、経常損失と特別利益を合わせた当年度の損益は18,221,000円の純損失でございまして、前年度繰越欠損金117,863,000円と合わせた当年度未処理欠損金は136,085,000円となるものでございます。

9ページ、10ページをお開きいただきしたいと思います。次に、剰余金計算書について、ご説明申し上げます。先ほどの損益計算書で申し上げました当年度未処理欠損金を処理するものでございまして、10ページの下表になりますが、未処分利益剰余金マイナス136,085,000円を欠損金として繰り越すものでございます。

11ページ、12ページをお開きいただききたいと思います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部でございます。固定資産につきましては、有形固定資産が総額2,840,523,000円、無形固定資産が1,555,000円、合わせた固定資産合計が

2,842,078,000円でございます。流動資産につきましては総額199,739,000円で、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は3,041,817,000円となるものでございます。

12ページをご覧いただきたいと思っております。次に、負債の部でございます。固定負債が総額1,472,016,000円、流動負債が総額115,684,000円、繰延収益が総額1,020,353,000円で、負債の部の合計は2,608,054,000円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金が569,848,000円でございます。剰余金は、利益剰余金が、10ページに記載のとおり136,085,000円の欠損でございますので、資本の部の合計は433,763,000円となるものでございます。負債と資本を合計いたしますと3,041,817,000円となりまして、11ページに記載の資産の合計と一致するものでございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思っております。キャッシュ・フロー計算書について、ご説明申し上げます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが35,794,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2,749,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス43,001,000円となりますことから、合計いたしますと、下から3行目になります。資金増加額は9,956,000円の減額となるものでございます。これによりまして、資金期末残高は198,997,000円でございます。貸借対照表の流動資産の現金及び預金の額と一致するものでございます。

17ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

ここで、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

それでは病院会計、水道会計の決算審査の意見書の報告をしたいと思います。

お手元の意見書をご覧になっていただきたいと思っております。

令和2年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました令和2年度の国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算書と証拠書類、証書類を審査しましたので、次のとおり意見を付します。

審査の対象は、令和2年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算でございます。

審査の期間は、令和3年6月21日から6月25日までであります。

審査の方法ですが、審査にあたっては、決算書及び財務諸表等が関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また、計数に誤りがな

いか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。

審査の結果ですが、決算書及び決算附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

それでは、国民健康保険病院事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、令和2年度の患者数の動向は、次の表のとおりでございます。入院患者数は、前年度比112人、1.0パーセント減少し、外来患者数は、前年度比4,217人、13.1パーセント減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。2年度予算の執行状況は、収入につきましては、決算額1,020,210,000円で、前年度比5,542,000円、0.5パーセントの減となりました。

医業収益は、決算額651,260,000円で、執行率89.3パーセントとなり、前年度比15,400,000円、2.3パーセントの減となりました。主な要因は、主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金8,910,000円の増によるものなどです。

支出については、決算額1,106,520,000円で1,500,000円、1.4パーセントの増となりました。

医業費用は、決算額103,268,000円で、前年度比2,400,000円、0.2パーセントの増となりました。

医業外費用は、決算額23,810,000円で、前年度比5,360,000円、29.1パーセントの増となりました。主な要因は、控除対象外消費税の増などによるものです。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。元年度末の未処理欠損金は581,080,000円であり、2年度純損失45,610,000円を加え、2年度末の未処理欠損金は626,700,000円となりました。

前年度と比較しますと、全体で4,540,000円、1.2パーセントの減となりました。主な要因は、一般会計からの補助金で、医業外収益の不採算地区病院経費等が減になったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

資産総額は3,704,190,000円で、前年度比66,540,000円、1.8パーセントの減となりました。有形固定資産の減は、建物構築物が81,190,000円、3.2パーセントの減、器械及び備品が24,990,000円、11.0パーセントの減によるもので、これらは主に、減価償却によるものでございます。

流動資産の増は、主に現金及び預金38,200,000円、5.5パーセントの増によるものです。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は、381,900,000円で、前年度比45,610,000

円、10.7パーセントの減となりました。

主な要因は、未処理欠損金の増によるものでございます。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。負債合計は3,322,290,000円で、前年度比20,930,000万円、0.6パーセントの減となりました。主な要因は、企業債の償還による借入残高の減によるものでございます。

次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。前年度比で180,000円、1.3パーセント増加いたしました。このうち、過年度の未収金は、前年度比で370,000円、3.1パーセント減少し、現年度の未収金は、前年度比550,000円、27.7パーセント増加いたしました。

続きまして、2年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。

結びに、総括でございます。

2年度決算は、45,610,000円の赤字決算となりました。この結果、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は626,700,000円となりました。この大きな要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えや薬剤の長期処方となり、外来患者数が前年度比4,217人、13.1パーセント減少し、外来収益も21,020,000万円、7.7パーセントの減となったものです。入院の病床利用率は53.4パーセントと、前年度を0.7ポイント上回っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、発熱外来の運用のため感染症の疑いのある患者と一般の患者の動線をそれぞれ確保するなど、施設内での感染防止の対策を徹底されました。

また、通常の診療についても維持し、地域住民が安心して受診できる医療体制づくりに努められました。少ない人的体制でありながらも各部門の綿密な連携や、県立病院や岩手医科大学等からの診療応援を受け、経営維持されております。患者やその家族に寄り添った訪問診療を継続、また、訪問看護についても事業を開始し、高齢化が進む本町において、地域・在宅医療の重要な役割を担っていただいております。

未収金については、収入の確保と負担の公平性の観点からも、未納者の状況に応じ継続した納付指導や、町の税務室等との情報共有などにより、早期に適正な解消に努めていただきたいと思います。

令和3年度、全国の自治体で行われている新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種は、本町では病院と健康福祉課との連携・調整に早期に取り組み、順調に進み、地域住民の理解もあり高い接種率となっております。収束がなかなか見えない中で、今後の日常生活へ大きな安心感につながっているものであります。

続きまして、水道事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、2年度の業務状況は、次の表のとおりでございます。2年度末における給

水人口は5,480人で、前年度と比較すると114人、2.0パーセント減少しています。給水区域内人口に対する普及率は、94.2パーセントで前年度と同率です。年間総配水量は839,499立方メートルで、前年度と比較すると、113,526立方メートル11.9パーセント減少しています。配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は、63.2パーセントで前年度より4.2ポイント増加しています。年間料金収入は、120,170,000円で前年度と比較すると790,000円、0.7パーセント増加しています。

次に、収益的収入及び支出の状況は、次の表のとおりでございます。

2年度予算の執行状況は、収入については、決算額177,600,000円となりました。営業収益は、決算額122,110,000円となり、営業外収益は、決算額45,570,000円となりました。

支出については、決算額188,960,000円で、執行率96.6パーセントとなりました。営業費用は、決算額173,350,000円で、執行率96.4パーセントとなり、営業外費用は、決算額15,610,000円で執行率99.5パーセントとなりました。

次に、特別利益の状況ですが、減価償却費及び長期前受金の精査による過年度損益修正益により、決算額9,910,000円となりました。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりです。元年度末の未処理欠損金は117,860,000円で、2年度純損失18,220,000円を加え、2年度末の未処理欠損金は、136,080,000円となりました。

次に、一般会計からの繰入状況は、次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で2,950,000円、4.9パーセントの増となりました。主な要因は、営業外収益の他会計補助金の企業債償還元金分が増となったことによるものであります。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。資本収入額が資本的支出額に対し不足する額46,100,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

続きまして、財政状態について申し上げます。はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

資産総額は3,041,810,000円で、前年度との比較では482,270,000円、13.7パーセントの減となりました。有形固定資産の減少は、構築物が502,180,000円の減などによるものであり、これらは主に、減価償却及び資産の精査によるものでございます。

流動資産の減少は、主に現金及び預金の減によるものです。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は、433,760,000万円となりました。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

負債合計は2,608,050,000円で、前年度比148,840円、5.4パーセントの減となりました。主な要因は、企業債の償還による借入残高の減によるものです。

次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。営業未収金は532,000円で、前年度比6,000円、1.3パーセント減少しました。

続きまして、2年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。

結びに、総括でございます。

2年度の決算は、18,220,000円の赤字決算となりこの結果、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は136,080,000円となりました。

前年度と同様、資産の減価償却費が101,890,000円と多額であったことが大きな要因であります。水道事業費用の営業費用169,220,000円のうち、減価償却費が60.2パーセントを占めております。江川地区水道整備の完了に伴い施設台帳の整備、減価償却費の精査を重点的に行い、資産状況等を的確に把握し、収支の適正化に努められました。夏場、冬期間の渇水期も、常に安全で安定した水道水の供給に努め、町民の快適な生活を維持し、施設の維持管理、経費の縮減を図られております。

法適用から4年が経過し、江川地区水道整備の効果が着実に現れており、年間有収率も63.2パーセントと前年度を4.2ポイント上回っております。事業の効率性を高めるため今後も計画的な更新工事と、適切な維持工事、漏水調査の実施や災害防止策などに努めていただきたいと思います。

給水収益は水道経営の根幹であり、水道事業の健全な運営を図るためにも、受益者の公正な負担としての理解を求め、未収金の解消については、未納者を固定化させない未然の対策を望むものでございます。

以上、意見書の概要を申し上げますけれども令和2年度はコロナ対策に始まりコロナ対策で終わった一年でありました。そういう状況の中において職員が一丸となりコロナ感染から町民を守ることができました。そのご労苦をねぎらいするとともにその努力を高く評価いたしまして決算審査意見書の報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

これで、監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号から同意第10号までの17議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました承認第1号から同意第10号までの17議案について、今会議中に審査を終え、7月9日の最終本会議で委員長長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高宮一明君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から同意第10号までの17議案については、7月9日の最終本会議で委員長長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、7月6日から8日までの3日間を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高宮一明君)

異議なしと認めます。

したがって、7月6日から8日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、承認第1号から同意第10号までの17議案の審査については、7月6日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 11時32分)